



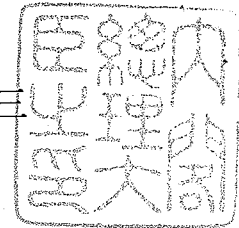
閣総企第 136 号－3

平成 28 年 8 月 25 日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 7 番 9 号
チサンマンション丸の内第 2 303 号室
特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理 事 長 新 海 聡 殿

内閣総理大臣

安 倍 晋 三



裁決書の謄本について

貴殿から平成 27 年 12 月 24 日付けをもって提起された審査請求について裁決したので、行政不服審査法第 42 条第 1 項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

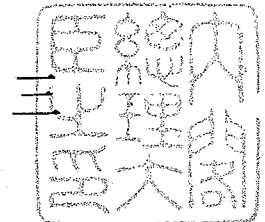
※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過した場合には取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

この謄本は、原本と相違ないことを認証する。

平成 28 年 8 月 25 日

内閣総理大臣

安 倍 晋



裁 決

審査請求人 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 7 番 9 号
チサンマンション丸の内第 2 303 号室
特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡
処分庁 内閣官房副長官補

上記審査請求人から平成 27 年 12 月 24 日付けをもって提起された、平成 27 年 11 月 4 日付け閣副事態第 327 号及び閣副事態第 328 号により内閣官房副長官補(以下「処分庁」という。)が行った行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項の規定に基づく不開示決定処分に係る審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求については、これを棄却する。

不 服 の 要 旨

本件審査請求は、平成 27 年 10 月 7 日付けで受け付けた審査請求人が行った「特定秘密指定整理番号『02e-201412-001-2 ▽ b-001』平成 26 年 12 月 26 日に指定した『■』について平成 25 年 5 月及び平成 26 年 2 月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針』及び「特定秘密指定整理番号『02e-201412-002-2 ▽ b-002』平成 26 年 12 月 26 日に指定した『■』について平成 25 年 8 月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針』についての行政文書開示請求に対し、処分庁において、本件対象文書を特定し、平成 27 年 11 月 4 日付け閣副事態第 327 号及び閣副事態第 328 号で、不開示決定処分(以下、「原処分」という。)を行ったところ、審査請求人から原処分

の取消しを求めて提起されたものである。

裁 決 の 理 由

- 1 本件審査請求につき、法第 18 条の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問したところ、以下の理由により、本件対象文書を特定し、開示した決定については、妥当である旨の答申（平成 28 年 7 月 28 日付け情個審第 1387 号）を得た。

（1）本件対象文書について

本件対象文書は、特定秘密指定整理番号「02e-201412-001-2 ▫ b-001」平成 26 年 12 月 26 日に指定した「〇について平成 25 年 5 月及び平成 26 年 2 月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針」及び特定秘密指定整理番号「02e-201412-002-2 ▫ b-002」平成 26 年 12 月 26 日に指定した「〇について平成 25 年 8 月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針」であり、処分庁は、その全部について、法第 5 条第 3 号、第 4 号及び第 6 号に該当するとして、不開示としたものである。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、意見書において、特定秘密指定管理簿記載のファイル名の一部が不開示とされていることについて、当該ファイル名を明らかにすべき旨を主張するが、これは本件の開示請求とは異なる開示請求に係る処分に関するものであり、本件諮問の対象ではないことから判断しない。

（2）審査会における不開示情報該当性についての調査

審査会事務局職員から諮問庁に確認させたところ、本件対象文書は、領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針であり、その分量（枚数等）を含め、公にすることにより、領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針の手の内が明らかになり、外国政府により対抗措置が講じられ、当該領域への侵害行為が容易になったり、外国政府との交渉が不利になったりすることとなり、ひいては我が国の領域の保全に著しい支障を与えることとなることから、国の安全が害されるおそれや公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

及び当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第3号、第4号及び第6号に該当するとのことであつた。

本件対象文書は、諮問庁の上記説明のとおり、その分量（枚数等）を含め、その全部が領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針に関する具体的な情報であると認められる。

したがって、本件対象文書は、分量（枚数等）も含めて、これを公にすることにより、領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針の手の内が明らかとなり、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法第5条第3号に該当し、同条第4号及び第6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、審査会の上記判断を左右するものではない。

(4) 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法第5条第3号、第4号及び第6号に該当するとして不開示とした各決定については、同条第3号に該当すると認められるので、同条第4号及び第6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

2 よって、審査庁においては、上記審査会の答申内容を踏まえ、主文のとおり裁決する。

平成28年8月25日

内閣総理大臣

安 倍 晋 三

